

・給与等明細書の見方

○支給の部

- ア 「報酬・給料」 ……給料表の級、号給に基づく給料月額
特別支援学級担任には、給料の調整額が上乘せになっている
- イ 「教職調整額」 ……教員の職務の特殊性から、超過勤務制度がなじまないため、給料相当の性格を有する給与として支給される
- ウ 「特別調整額」 ……管理職の職務の特殊性から、学校規模に応じて支給される。管理職手当
- エ 「扶養手当」 ……扶養親族がいるときに支給される
- オ 「住居手当」 ……住宅等を借りて家賃を支払っている職員に支給される
- カ 「通勤手当」 ……通勤に要する交通費に充てるために支給される
- キ 「単身赴任手当」 ……異動等により単身赴任になった職員が一定の条件を満たした時に支給される
- ク 「へき地手当」 ……へき地校、特別地域にある学校に勤務する職員に支給される
- ケ 「へき地手当に準ずる手当」 ……同上のとき異動に伴い住居を移転した職員に支給される
- ケ 「義務教育等教員特別手当」 ……「人材確保法」に基づき、教員の給与を優遇する手当
給料の級・号給で額が決まっている
- コ 「日額特殊勤務手当」 ……手当の支給要件により、勤務した日数分支給される
複数の手当が該当しているときは合計額になっている
- サ 「超過勤務手当」 ……正規の勤務時間を超えて勤務した時に支給される
- シ 「寒冷地手当」 ……寒冷地に在勤する職員の、冬季における一時的に増加する生計を補給するために11月から3月に支給される

○控除の部

- (ア) 「所得税」 ……個人の所得に対してかかる税金
- (イ) 「住民税」 ……市町村民税、県民税をあわせたもの。住民税は前年分の所得に対してかかり、所得割と均等割に区分される。詳細は6月頃に配付される「市町村民税・県民税特別徴収税額の通知書」参照
- (ウ) 「共済組合掛金（短期）」 ……共済組合の短期給付（医療）事業を受けるための掛金
- (エ) 「介護掛金」 ……介護保険料のことで、40歳以上が対象となる
- (オ) 「共済組合掛金（厚生年金）」 ……共済組合の長期給付（年金）事業を受けるための掛金
- (カ) 「共済組合掛金（退職等年金）」 ……退職給付（年金）事業を受けるための掛金
- (キ) 「互助団体掛金」 ……教職員互助会の給付事業を受けるための掛金
- (ク) 「共済組合貸付弁済金」 ……共済組合の貸付を申し込んだときの月々の返済金
- (ケ) 「互助団体貸付弁済金」 ……教職員互助会の貸付を申し込んだときの月々の返済金
- (コ) 「財形貯蓄」 ……財形貯蓄を申し込んだときの、月々の積立額
新規申込や変更は年1回、10月に行うことができる

○合計額の部

- a 「支給額計」 ……ア～シ等の合計
- b 「控除額計」 ……(ア)～(コ)等の合計
- c 「差引支給額」 ……a - b
- d 「その他の控除金」 ……その他の控除金内訳の合計
- e 「口座振込額計」 ……A～C口座への振込額の合計
- f 「現金支給額」 ……c - d - e。最終的に現金で受け取る金額

以下余白